

事務連絡

令和4年5月12日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引きについて

平素より、障害保健福祉行政の推進につき、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年度報酬改定に伴う基準省令の改正により、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止に関する取組みや業務継続計画の策定等が義務化されたことに伴い、各障害福祉サービス事業所等におかれては、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」や「新型コロナウイルス感染症の業務継続ガイドライン」を参考に、感染対策や業務継続計画の策定等に取り組んでいただいているところと存じます。

さらに、今般、同様に策定することが義務付けられている、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を作成する際に参考となる手引き（作成主体：MS&ADインターリスク総研株式会社）を作成いたしましたので、各都道府県等におかれましては、管内の障害福祉サービス事業所等へ周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、令和3年11月～12月に実施いたしました令和3年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査においては、調査に御協力いただいた事業所等（1,824事業所等）のうち50.4%の施設において既に「感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成している」との回答を得ております。

各都道府県等におかれましては、当該指針の作成がなされていない事業所等に対し、令和6年4月からの義務化に向けて確実に指針の作成がなされるよう、周知徹底をお願い申し上げます。

【掲載場所】

- ・ 障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- ・ 障害福祉サービス等報酬改定検証調査結果（令和3年度調査）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000178195_00005.html

以上